

## 「みんなのピクト」使用許諾契約書

本契約は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（以下 UCDA とします）とお客様との間での、ピクトグラム「みんなのピクト」（ピクトグラムデータ、マニュアルなどの関連書類及び電子データ並びにそれらのアップデート・アップグレード版を含み、以下「許諾データ」とします）の使用権の許諾に関する条件を定めるものです。許諾データをお申込みいただく前に、本契約をお読み下さい。お客様による許諾データの使用開始をもって、本契約にご同意いただいたものとします。

### 第 1 条（総則）

許諾データは、日本国内外の著作権法並びに著作者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法令によって保護されています。許諾データは、本契約の条件に従い UCDA からお客様に対して使用許諾されるもので、許諾データの著作権等の知的財産権はお客様に移転いたしません。

### 第 2 条（使用権）

UCDA は、許諾データを、お客様が食品パッケージやラベル（以下、パッケージとします。）、電子媒体、店舗のメニューなどで使用する、非独占的な権利をお客様に許諾します。

### 第 3 条（権利の制限）

1. お客様は、許諾データの全部又は一部を複製、複写、譲渡、販売したり、これに対する修正、追加等の改変をすることはできないものとします。また、許諾データに含まれるトレードマークやその他の権利標記等の表示を削除したり、外観の変更をしてはならないものとします。
2. お客様は、別途明示的に承諾されている場合を除き、許諾データを再使用許諾、貸与又はリースその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。
3. お客様は、別途明示的に承諾されている場合を除き、許諾データの一部又はその構成部分を許諾データから分離して使用しないものとします。
4. お客様は、許諾データを用いて、UCDA 又は第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。

### 第 4 条（許諾データの権利）

許諾データに関する著作権等一切の権利は、UCDA 及び株式会社電通（共同開発者、以下電通とします）に帰属し、その権利は UCDA が代表して行使します。お客様は許諾データに関して本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとします。

## **第5条（責任の範囲）**

1. UCDA は、許諾データにエラー、バグ等の不具合があった場合には、ただちに修正し交換します。また、許諾データが第三者の知的財産権を侵害していないことを保証いたしません。
2. UCDA は、許諾データを用いてお客様が作成された印刷物又は電子画面等によって起きた問題については一切保証いたしません。

## **第6条（ライセンス及びライセンス料）**

1. 許諾データは、お客様が印刷して作成するパッケージ 1 種類につき 1 ライセンスとします。又、店舗やホームページ等電子媒体の使用については、それぞれの形態及びピクトグラムの使用形態により別途定めます。
2. 許諾データの価格は、1 ライセンス 12,000 円とします。ライセンス数が多い場合には別途定めます。
3. 使用期限は、お客様が許諾データを受け取った日から 1 年間とします。本契約は、UCDA とお客様双方からの解約の通知が使用期限の 1 ヶ月前まででない場合、自動的に更新するものとします。
4. 更新の場合、UCDA はお客様あてに、請求書を送付します。

## **第7条（第三者に対する責任）**

1. お客様が許諾データを使用することにより、第三者との間で著作権、特許権その他の知的財産権の侵害を理由として紛争を生じたときは、お客様自身が自らの費用で解決するものとし、UCDA および電通に一切の迷惑をかけないものとし、UCDA は一切の責任を負いません。
2. UCDA は、お客様が許諾データを使用したことにより、第三者が受けた損失補償などについては、一切の責任を負いません。
3. お客様が許諾データを使用したことにより、第三者に損害を与えた場合は、お客様が全責任を負うこととし、UCDA は一切の責任を負いません。

## **第8条（著作権保護）**

お客様は、許諾データの使用に際し、日本国内外の著作権法並びに著作者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法令に従うものとし、UCDA は一切の責任を負いません。

## **第9条（契約の解約）**

1. UCDA は、お客様が本契約に定める条項に違反した場合、直ちに本契約を解約し、またはそれによって蒙った損害の賠償をお客様に対し請求できるものとし、UCDA は一切の責任を負いません。
2. 前項又はその他の事由で本契約が終了した場合でも、第3条、第5条、第7条、第8条の規定は有効に存続するものとし、UCDA は一切の責任を負いません。

## 第 10 条（許諾データ等の廃棄）

前条の規定により本契約が終了した場合、お客様は契約の終了した日から 2 週間以内に許諾データを廃棄し、これを用いて作成されたパッケージ又は店舗での表示又はホームページ等の電子画面を廃棄するものとし、その旨を証明する文書を UCDA に提出するものとします。

## 第 11 条（その他）

1. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。
2. お客様は、許諾データを日本国外に持ち出して使用する場合、適用ある輸出管理規制、法律、命令に従うものとします。
3. 本契約は、消費者契約法を含む消費者保護法規によるお客様の権利を不利益に変更するものではありません。
4. 本契約の一部条項が法令によって無効となった場合でも、当該条項は法令で有効と認められる範囲で依然として有効に存続するものとします。
5. 本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様及び UCDA は誠意をもって協議し、解決するものとします。

以上